

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 26-77		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	16	13 - 14	約10万年前になると、私たちとほぼ同じ骨格や顔の形をもつ新人が現れ、世界中に広がりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (新人が現れた時期)	3-(3)
2	32	図 1	「唐の都の長安を訪れた外国からの使節（上：台湾 故宮博物院蔵）と、長安城」内、「大極殿（だいくでん）」	不正確である。	3-(1)
3	52	囲み	コラム 驚きを隠せない中国の皇帝まさか、日本でも律令に基づいた政治が始まるとは、予想もしませんでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本の律令についての中国皇帝の認知)	3-(3)
4	72	図 2	足利義満が明の皇帝から与えられた印重文	不正確である。 (重要文化財に指定されている印章そのものではない。)	3-(1)
5	83	右	「虎の印判」には、虎の図柄の下に、氏康が好んだ「禄寿応穩」の文字が刻まれています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (虎の印判の使用開始時期)	3-(3)
6	95	1 - 2	ザビエルは、2年余りにわたって、山口・京都などで熱心に布教活動を行い	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ザビエルの京都での布教)	3-(3)
7	99	1 - 2	また、信長は、征服した土地の検地を行い、荘園などに軍役を課した	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (軍役の賦課対象)	3-(3)
8	115	図 5	キャプション中の「『菱垣新綿番船川口出帆ノ図』」	誤りである。 (写真内の表記との違い)	3-(1)
9	115	図 6	キャプション中の「(三越美術館蔵)」	誤りである。 (所蔵機関名)	3-(1)
10	149	図 3	キャプション中のルビ「ほうじょう」	不正確である。 (原資料内の題名のルビとの違い)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 26-77		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	167	19 - 20	民権派のなかには、…激化事件⑤	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (図5と民権派の激化事件との関係)	3-(3)
12	177	側注①	農民を中心とする自衛組織で、「扶清滅洋（清を扶けて外国勢力を滅ぼす）」を唱えました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (義和団の性格)	3-(3)
13	188	12	なりしました。	誤記である。	3-(2)
14	194	写真2	「ざんこうで戦う兵士たち」キャプション	誤記である。 (「ざんこう」)	3-(2)
15	231	下左図	図全体	生徒にとって理解し難い図である。 (年次が付されておらず国境線が理解し難い。)	3-(3)
16	255	図5	「国連平和維持活動の展開地域」全体	生徒が誤解するおそれのある図である。 (国連平和維持活動の展開地域)	3-(3)
17	257	囲み	尖閣諸島(沖縄県) 日本は、2012年までに島々の大半を国有化し、尖閣諸島をめぐり、解決すべき領有権の問題は存在していないとの立場をとっています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (尖閣諸島の国有化と「解決すべき領有権の問題は存在していないとの立場」との関連)	3-(3)
18	257	図	日本の領海	不正確である。 (富山湾、奥尻島周辺)	3-(1)
19	262	12 右	平和市長会議 (20～21行目も同様)	不正確である。 (現在の名称ではない。)	3-(1)
20	裏見返	巻末4	写真「バビロニアの地図」キャプション内、「下側の横の平行線はユーフラテス川を表しています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ユーフラテス川を表す線)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

6 枚中 1 枚目

受理番号 26-80	学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
------------	--------	-------	--------------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	6	9 - 11	約46億年の地球の歴史のなかで、いまから450～600万年前、アフリカ大陸で、類人猿の祖先と分かれて猿人が生まれた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (猿人が生まれた時期)	3-(3)
2	6	13 - 15	きびしい環境のなかで人類は進化を続け、約150万年前に原人が登場した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (原人が登場した時期)	3-(3)
3	11	22 - 24	イネも中国南部や朝鮮半島から伝えられて、約5000年前から九州北部を中心に栽培されていた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (稲作伝来の時期)	3-(3)
4	13	上右図	「関東地方の縄文時代の海岸線と貝塚の分布」中の平坂貝塚の位置	不正確である。 (実際とずれている。)	3-(1)
5	20	写真	「ローマの金貨」キャプション中、「ローマ帝国の初代皇帝アウグストゥス(在位 前63～後14年)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アウグストゥスの在位年代)	3-(3)
6	24	囲み	「朝貢のしくみ」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (称号の授受をともしない朝貢もあったことに配慮されていない。)	3-(3)
7	27	11 - 13	なかには大王家と婚姻関係をむすび、大きな勢力をもつ一族も出てきた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「大きな勢力をもつ一族」)	3-(3)
8	33	図4	タイトル「飛鳥時代の貴族の服装」の「貴族」	生徒にとって理解し難い表現である。 (35ページ16行目の「豪族」との関係)	3-(3)
9	35	28 - 29	代表的なものとしては、薬師寺の東塔や薬師三尊像・聖観音像、高松塚古墳の壁画などがある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現存の薬師寺東塔が飛鳥時代に建てられたものと誤解する。)	3-(3)
10	36	図1	キャプション中の「〔奈良文化財研究所蔵〕」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の所蔵先)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

6 枚中 2 枚目

受理番号 26-80		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	38	11 - 13 左	ただ、過去のできごとを記してあるからといって、小説など創作された作品は資料とは異なります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (文学作品でも資料になる場合があることに配慮されていない。)	3-(3)
12	39	図	地図「木簡からわかる地方の産物」中の大和南部	生徒にとって理解し難い表現である。 (点線で区切られた領域が何を示しているのか理解し難い。)	3-(3)
13	40	囲み	上右囲みの戸籍読み下し中の「療失」	不正確である。 (「失」の字)	3-(1)
14	45	下囲み	「黄泉(よみ)の国への入り口」中の「古代日本人の自然観があらわれています。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (どこに自然観があらわれているのか説明が不足している。)	3-(3)
15	46	写真	「平安宮」のルビ「へいあぐう」	不正確である。	3-(1)
16	48	図1	「陣」キャプション中の「こうした会議などで決定されたことがらにもとづいて」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (陣で行われる会議が議決機関であると誤解する。)	3-(3)
17	48	18 - 19	役人の人事は地位の高い貴族たちの会議で決定されたので	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (地位の高い貴族たちの会議が人事の決定権を掌握しているように誤解する。)	3-(3)
18	54	6 - 7 左	外戚(天皇のきさきの親にあたる家族)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「親にあたる家族」の意味が理解し難い。)	3-(3)
19	54	8 右	宮仕えをきつけとして	脱字である。 (「きつけ」)	3-(2)
20	56	表	年表 世紀「3」の列中、「キリスト教が成立する」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (キリスト教成立の時期)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

6 枚中 3 枚目

受理番号 26-80		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
21	57	写真	タイトル「竹崎季長「蒙古襲来絵詞」」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (竹崎季長が写真の絵の作者のように見える。)	3-(3)
22	64	写真	図1キャプション中の「神奈川県立博物館蔵」	不正確である。 (所蔵機関の名称は変更されている。)	3-(1)
23	76	4 - 6	中国では漢民族が元王朝を北に追いやり、明という王朝を建てた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)
24	79	図	地図「アジアの海」中、マレー半島から日本方面への青矢印とボルネオからオーストラリアへの赤矢印	生徒が誤解するおそれのある図である。 (モンスーンの季節)	3-(3)
25	88	表	年表中の「加賀一向一揆」	表記が不統一である。 (85ページ12行目では「加賀の一向一揆」と表現されている。)	3-(4)
26	124	下左囲み	『御当家令状』	不正確である。 (「状」の字)	3-(1)
27	130	16 - 18	幕府の利益を第一に考える政策や、経済的利益が重視されるなかでは、わいろなどが不正が広がり、凶作やききんへの備えも十分ではなかった。	生徒にとって理解し難い表現である。 (主語と述語の対応が理解し難い。)	3-(3)
28	140	図	囲み「図書館で本を探してみよう」中のNDC（日本十進分類法）を示す系統図	不正確である。 (「210日本史」・「211 北海道史」・「212 東北地方史」の位置づけ)	3-(1)
29	144	表	年表中の「織田信長が京都に入る」	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文中に織田信長が京都に入ることについて説明がない。)	3-(3)
30	157	図5	「アヘン戦争にいたる貿易関係」中、「三角貿易」の図	生徒にとって理解し難い図である。 (銀の流れが記されていない。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

6 枚中 4 枚目

受理番号 26-80		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
31	160	写真	図1タイトル「ペリーの神奈川（いまの横浜市）上陸」及びキャプション中の「神奈川に上陸したときのようす」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （当時の神奈川と横浜との位置関係）	3-(3)	
32	167	図	「明治政府のしくみ」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （太政官・左院・右院の位置づけ）	3-(3)	
33	167	図2	「廃藩を言い渡す明治新政府の役人」キャプション中の「小堀頼音」のルビ「こぼりとかね」	不正確である。 （「ともね」）	3-(1)	
34	168	8	農工商を平民とし	生徒にとって理解し難い表現である。 （江戸時代を叙述した部分に「農工商」という用語が出てこない。）	3-(3)	
35	176	図3	「女子留学生」キャプション中の「津田梅子（写真右）」	誤りである。 （右側の女性は津田梅子ではない。）	3-(1)	
36	177	17 - 19	日本は朝鮮半島へ測量のためにおくった軍艦が江華島付近で軍事紛争をおこしたのをきっかけに	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （江華島事件の経緯）	3-(3)	
37	178	側注1	竹島については江戸時代中期から日本が領有権を確立していたとして、1905年、正式に日本の領土とし、島根県に編入した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （島根県に編入する際の閣議決定に江戸時代からの経緯が書かれているものと誤解する。）	3-(3)	
38	191	図5	「侵略される中国」の凡例中の「各国の支配勢力が強かった地域」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「支配勢力」が何をさしているか理解し難い。）	3-(3)	
39	197	16	側注1を示す印	生徒にとって理解し難い表現である。 （印に対応する側注が存在しない。）	3-(3)	
40	200	図2	キャプション中の〔（株）三越（資料室）蔵〕	不正確である。 （所蔵先は名称が変更されている。）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

6 枚中 5 枚目

受理番号 26-80		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
41	218	図2	「労働争議件数」グラフの横軸上の「33」	生徒にとって理解し難い表現である。 (目盛りと数字とが対応していない。)	3-(3)
42	221	側注1	このとき、警察・軍隊・自警団によって殺害された朝鮮人は数千人にものぼった。	通説的な見解がないことが明示されておらず、生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人数)	固有 2-(3)
43	227	図5	写真「ヒトラー」中、「1923年。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写真の年代)	3-(3)
44	236	15	フランス領インドシナ北部を占領した。	生徒にとって理解し難い表現である。 (237ページ図4タイトル「フランス領インドシナに進駐した日本軍」との関係が理解し難い。)	3-(3)
45	236	15 - 19	アメリカは、石油などの重要資源や物資の対日輸出を禁止し、中国やインドシナ半島からの日本の撤兵を強くせまった。日本の政府はアメリカとの外交交渉をおこなったが、進展せず	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日米交渉と対日石油禁輸・撤兵要求の時系列が混乱している。)	3-(3)
46	237	18 - 21	アジア・太平洋の各地で日本と連合国とのあいだでおこなわれたこの戦争は、第二次世界大戦の一部で、こんにち、アジア太平洋戦争（太平洋戦争）とよばれている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「アジア太平洋戦争」の用語ができた理由と、「太平洋戦争」がまだ一般的な名称として通用している事実への説明が不足している。)	3-(3)
47	251	側注2	2006年に文化と伝統の尊重、国などを愛する心の育成などの文言を加えて改正された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (改正後の教育基本法の条文について誤解する。)	3-(3)
48	255	17 - 19	ソ連とは1956年に日ソ共同宣言を発表し、領土（北方領土）問題を残したまま、国交を回復した。	生徒にとって理解し難い表現である。 (北方領土問題についての説明が欠落している。)	3-(3)
49	262	下左グラフ	「乳児（1歳未満）の死亡数と死亡率の移り変わり」の縦軸上の「%」	生徒にとって理解し難い表現である。 (凡例「乳児死亡率＝(年間の乳児死亡数÷年間の出生数)×1000」との関係が理解し難い。)	3-(3)
50	266	11 - 13	ハンガリーやポーランドでは、1989年に自由な選挙がおこなわれて社会主義体制がくずれ、民主化が進んだ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ハンガリーでの自由な選挙の時期)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 26-82		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返	上見出し	縄文時代（約1万5000年前～紀元前10世紀）（20ページ7～8行目及び25ページ「㊟まとめ」2行目も同様）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （縄文時代の終わりの時期について誤解する。）	3-(3)	
2	表見返	下見出し	弥生時代（紀元前10世紀～3世紀）（28ページ1～2行目「水田稲作は、紀元前10世紀ごろ、北九州で本格的に始められました。」も同様）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （弥生時代の始まりの時期について誤解する。）	3-(3)	
3	17	中右吹き出し	赤い服を着て座っているのはだれかしら。	生徒にとって理解し難い表現である。 （絵の中に赤い服を着ている人物は存在しない。）	3-(3)	
4	17	下右囲み	十二単	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「十二単」という名称）	3-(3)	
5	24	右吹き出し	縄文人は、日中の時間が最も短くなる冬至を1年の始まりと考えていたのですよ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （断定的に過ぎ、誤解する。）	3-(3)	
6	26	写真2	メソポタミアの神殿	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （復元であることがわからない。）	3-(3)	
7	28	図2	「水田稲作の伝来ルート」中の台湾から九州南端にのびるルート	不正確である。 （起点が台湾）	3-(1)	
8	29	11 - 12	中国では3世紀に漢がほろび、魏、呉、蜀の3国に分かれました。この時代の歴史書『三国志』にも	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （『三国志』が三国時代に書かれたかのように誤解する。）	3-(3)	
9	32	1	「ローマ帝国と日本の古墳時代」の発展的な学習内容の指定	学習指導要領に示す内容を発展的な学習内容として扱っている。 （内容(2)のアの「世界の各地で文明が築かれ、東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったこと」に該当する。）	2-(14)	
10	33	22 - 28	このことは、当時の日本が、ローマ帝国や古代エジプト、秦に勝るとも劣らない高度な土木技術に支えられた文化をもっていたことを示しています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （異なる時代の土木技術を比較する基準が不明確である。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 26-82		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	34 - 35	19 - 2	6世紀になり、新羅が勢力をのばすようになると、……百済から、わが国に助けを求める使者がたびたびやってきました。新羅は任那にも進出し、6世紀半ばにはその地域を支配したため、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （百済と新羅の関係）	3- (3)	
12	38	26 - 28 左	のちに仏教が伝わると、その教えを取り入れて、お盆や正月、春・秋の彼岸に祖先をまつようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （正月に祖先を祭ることと仏教との関係）	3- (3)	
13	38	6 右	祭祀（祖先をまつる儀式）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （祭祀が祖先をまつるだけのものであるかのように誤解する。）	3- (3)	
14	41	図3	凡例「緑数字は初代天皇からの即位順」（43ページ図7及び83ページ図5も同様）	生徒にとって理解し難い表現である。 （天皇の代数の根拠）	3- (3)	
15	43	9 - 11	天智天皇が亡くなると、672年、皇位継承をめくり、天皇の子で、その後を継いだ大友皇子と、天皇の弟・大海人皇子のあいだに内乱がおこりました（壬申の乱）。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「皇位継承」と「その後を継いだ」の関係）	3- (3)	
16	43	図4	「防人の歌」キャプション中「これらの歌は、のちにわが国最初の歌集である『万葉集』に収められた。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （49ページ上囲み中の「『万葉集』は、……わが国に現存する最古の歌集です。」との関係）	3- (3)	
17	43	写真5	キャプション中「この木簡には「丁丑年」（677年）と「天皇」の文字が記されており、同じ遺跡から出土したことから、遅くとも677年には「天皇」の称号が使われていたことがわかる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （写真の二つの木簡がもともと一つの木簡であるかのように誤解するし、「遅くとも」は断定的に過ぎる。）	3- (3)	
18	43	写真6	「藤原京（復元模型）」キャプション中の「東西約5.2km、南北約4.8km」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （現在の学説状況に照らして誤解する。）	3- (3)	
19	45	写真4	キャプション「白鳳期を代表する美しい建築物。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （現存する薬師寺東塔が白鳳期に建立されたかのように誤解する。）	3- (3)	
20	47	8 - 9	租は米を納めるもので	生徒にとって理解し難い表現である。 （同ページ右上囲み中の「租……収穫物の約3%に当たる稲を納めること」との関係）	3- (3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

9 枚中 3 枚目

受理番号 26-82		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
21	47	側注3	「家族の性別, 年齢, 口分田の面積などが記載され,」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戸籍に口分田の面積が記される例が一般的であるかのように誤解する。)	3-(3)
22	54	写真1	「平安京（復元模型）」中の「藤原頼通邸」	不正確である。 (位置)	3-(1)
23	54	写真1	「平安京（復元模型）」中の「平安宮」のルビ「へいあんぐう」	不正確である。	3-(1)
24	57	側注2	「末法の世は, シャカの死の1500年後にやってくる, 仏法のおとろえる乱世とされた。1052（永承7）年が末法の初年とされた。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「シャカの死の1500年後」と1052年が末法の初年とされることとの関係)	3-(3)
25	59	囲み	「カタカナの起源」中の「二」のもととなる漢字	不正確である。 (漢数字「二」がもとではない。)	3-(1)
26	62	写真(4)	「東大寺大仏」のキャプション「世界で1番」	生徒にとって理解し難い表現である。 (どのような点で世界で1番かわからない。)	3-(3)
27	70	17 - 18	後三条天皇が出した全国の荘園を整理する命令は, 藤原氏の経済的な土台をゆさぶりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (後三条天皇が出した荘園整理令の目的)	3-(3)
28	70	写真1	キャプション中の「警護にあたる武士たち(②), 僧兵(③)の姿がえがかれている。」	不正確である。 (「武士」及び「僧兵」)	3-(1)
29	72	写真1	「鎌倉の復元模型」中の「幕府(1225～1333年)」	不正確である。 (位置)	3-(1)
30	73	1 - 2	こうして頼朝の支配は全国に広がっていきました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (74ページ12行目「その力は西日本にもおよぶようになりました。」との関係)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

9 枚中 4 枚目

受理番号 26-82		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
31	74	4 - 8	北条氏は、藤原氏から将軍をむかえ、自らは将軍を補佐する執権として政治を動かしました。……こうした政治に一部の御家人は反発し、内部で戦いがおこるなど、幕府は動揺を見せました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (藤原氏から将軍をむかえたことに御家人が反発し、幕府内部で戦いがおこったように誤解する。)	3-(3)
32	74	図3	「源氏と北条氏の系図」中の貞時と高時との関係	誤りである。 (「(3代略)」ではない。)	3-(1)
33	77	上囲み	「1000年も昔につくられた作品を使って」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「1000年前」が何をさすかわからない。)	3-(3)
34	77	写真8	「栄西」中の「鎌倉に寿福寺、京都に建仁寺を建てた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (寿福寺・建仁寺ともに開基は別人)	3-(3)
35	78	写真2	「てつほう」キャプション「陶製の球の中に火薬がつめられていた。」	不正確である。 (つめられていたのは火薬だけではない。)	3-(1)
36	79	写真7	「現在に残る石塁」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (復元されたものであることが示されていない。)	3-(3)
37	80	1	「ユーラシアを一つにつないだモンゴル」の発展的な学習内容の指定	学習指導要領に示す内容を発展的な学習内容として扱っている。 (内容(3)のアの「東アジアの国際関係」、内容の取扱い(4)のアの「東アジアの国際関係」については、元寇…を取り扱うようにすること」に該当する。)	2-(14)
38	81	1	世界の歴史上、最大の領土をもった国、それがモンゴル帝国からおこった元です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (元が「世界の歴史上、最大の領土をもった国」であったかのように誤解する。)	3-(3)
39	84	3 - 4	これ以後、足利氏の幕府は室町幕府とよばれるようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (義満時代から「足利氏の幕府」が「室町幕府」とよばれたかのように誤解する。)	3-(3)
40	86	7 - 8	山城（京都府）では国一揆がおこり、農民たちが守護大名を追い出し自治を始めました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「農民たち」だけで守護大名を追い出したかのように誤解する。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 26-82		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
41	88	7 - 8	手工業も発達し、刀や農具をつくる鍛冶職人、生活用品をつくる鋳物職人などがあられました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （鍛冶職人及び鋳物職人があられた時期）	3-(3)	
42	103	4 - 5	16世紀にアジア貿易を独占したポルトガルは、香辛料や茶、絹織物などを本国に運んで繁栄しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （16世紀のポルトガルの輸入品目）	3-(3)	
43	103	図5	数多くの奴隷が身動きできないほどにつめこまれている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （本文8行目に「奴隷として使われた中南米の先住民」とあり、奴隷船について説明不足で誤解する。）	3-(3)	
44	104	1	「ルネサンスと宗教改革」の発展的な学習内容の指定	学習指導要領に示す内容を発展的な学習内容として扱っている。 （内容(4)のアの「ヨーロッパ人来航の背景」、内容の取扱い(5)のアの「「ヨーロッパ人来航の背景」については、……宗教改革についても触れること」に 該当する。）	2-(14)	
45	115	写真	「石落とし」キャプション「石垣をのぼってくる敵に対し鉄砲を撃ちかけた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「石落とし」の用途について誤解する。）	3-(3)	
46	118	1 - 2	15世紀以降、明とわが国のあいだでは貿易がとどえていたため	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （15世紀以降日明間に貿易が全くなかったかのように誤解する。）	3-(3)	
47	120	3 - 4	わが国は金、銀などを輸出しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （江戸時代を通じて金が主要な輸出品であったかのように誤解する。）	3-(3)	
48	124	12 - 14	金・銀が国外へ大量に流出しないよう、長崎貿易を制限するなど、財政の再建に努めました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （金がこの時期の長崎貿易の制限の主たる対象であるかのように誤解する。）	3-(3)	
49	134	8 - 9	長崎貿易では、銅や海産物を輸出して、金銀の海外流出を防ぎました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （銅や海産物を輸出する目的）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

9 枚中 6 枚目

受理番号 26-82		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
50	134	15 - 17	こうしたこともあり、社会不安から一揆や打ちこわしが多発しました。その責任を問われた田沼は老中を辞任しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （田沼失脚の原因）	3-(3)	
51	137	図3	「北方探検地図」中の「占守」のルビ「しむしゅ」	生徒にとって理解し難い表現である。 （172ページ図2「樺太・千島をめぐる国境の画定」では「しゅむしゅ」となっている。）	3-(3)	
52	137	側注3	「オランダ船は長崎以外の場所では打払いの対象とされた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （オランダの扱い）	3-(3)	
53	156	19 - 20	急激な革命政治は多くの人々の命をうばう恐怖政治となり、影響をおそれた諸外国は、出兵してフランスを包囲しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （恐怖政治の影響をおそれた諸外国が出兵したかのよう誤解する。）	3-(3)	
54	165	9	「山内豊信」のルビ「やまのうちとよしげ」	生徒にとって理解し難い表現である。 （139ページ図4「諸藩の改革」の中では「やまうちとよしげ」となっている。）	3-(3)	
55	172	16 - 19	清は、台湾での事件には責任を負えないとしたため、わが国は台湾に出兵しました。政府は、1872（明治5）年には琉球国王の尚泰を琉球藩王として、琉球が日本領土であることを確認し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （台湾への出兵と琉球処分との前後関係）	3-(3)	
56	172	写真3	タイトル「屯田兵屋」のルビ「とんでんへいや」	不正確である。 （「へいや」とは読まない。）	3-(1)	
57	173	7 - 8 下囲み左	竹島は、遅くとも17世紀半ばには江戸幕府によって完全に治められていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （竹島と江戸幕府との関係）	3-(3)	
58	176		「外国人が見た日本」（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （紹介されている事例と「日本人の国民性について話し合ってみましょう」との関係）	3-(3)	
59	180	1	「近代国民国家の形成」の発展的な学習内容の指定	学習指導要領に示す内容を発展的な学習内容として扱っている。 （内容(5)のアの「欧米諸国における市民革命や産業革命、……などを通して、欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したこと」、内容の取扱い(6)	2-(14)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

9 枚中 7 枚目

受理番号 26-82		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
				のアの「市民革命」については欧米諸国における近代社会の成立という観点から、「産業革命」については工業化による社会の変化という観点から、…それぞれ代表的な事例を取り上げるようにすること」に該当する。）	
60	180	8 - 12 右	日本が初めて出展したのは、1867年の第2回パリ万博でした。このとき、…将軍徳川慶喜の代理で弟の水戸藩主徳川昭武が派遣され、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （派遣された時に徳川昭武が藩主であったかのように誤解する。）	3-(3)
61	181	図4	19世紀後半のヨーロッパのようす	生徒が誤解するおそれのある図である。 （ポーランドの塗色）	3-(3)
62	184	1	プロシア	表記が不統一である。 （181ページでは「プロイセン」）	3-(4)
63	196	9 - 11 左	条約改正を果たした小村寿太郎は、外務大臣として、イギリスとの同盟の利点を説きました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （小村が条約改正を果たした時期）	3-(3)
64	209	中右 囲 み	東京駅は、東京大空襲で被害を受け、創建時の姿とは大きく変わっていましたが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （東京駅が東京大空襲で大きな被害を受けたかのように誤解する。）	3-(3)
65	214	表4	主要国の国際連盟への加盟状況	生徒が誤解するおそれのある表である。 （常任理事国）	3-(3)
66	215	12 - 13	1922年、トルコ共和国が樹立され、	相互に矛盾している。 （244ページの年表には「1923年トルコ共和国が成立」とある。）	3-(1)
67	226	図2	「蒋介石による国内統一（北伐）の動き」中の「1927.9 国民政府成立」	不正確である。 （時期）	3-(1)
68	228	4 - 6	1933（昭和8）年、国際連盟の総会でも、自治政府の樹立と日本軍の撤退を求める決議が可決されましたが、日本政府はこれを拒否して連盟を脱退しました。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「自治政府の樹立」及び「日本軍の撤退」）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

9 枚中 8 枚目

受理番号 26-82		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
69	238	15 - 16	姓名を日本式に改める創氏改名など	生徒にとって理解し難い表現である。 (「創氏」が法的制度によるものであることがわからない。)	3-(3)
70	244	1	「列強の植民地とアジアの民族運動」の発展的な学習内容の指定	学習指導要領に示す内容を発展的な学習内容として扱っている。 (内容(5)のオの「第一次世界大戦の背景とその影響、民族運動の高まり…などを通して、第一次世界大戦前後の国際情勢…を理解させる」に該当する。)	2-(14)
71	254	12 - 16	GHQは、日本がふたたび連合国の脅威とならないよう、精神的なものも含めてわが国のあり方を変えようとしてしました。……報道や出版をきびしく検閲し、占領政策や連合国に対する批判を	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦前期の検閲の欠落及び日本社会への影響)	3-(3)
			禁じました。		
72	256		「東京裁判」(全体)	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。 (東京裁判に対する日本政府の立場)	固有 2-(4)
73	259	側注5	太平洋戦争(大東亜戦争)のために現地にいた日本軍将兵の中に、独立のために戦った者も少なくなかった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「現地にいた日本軍将兵」)	3-(3)
74	266	1	「冷戦の終結」の発展的な学習内容の指定	学習指導要領に示す内容を発展的な学習内容として扱っている。 (内容(6)のイの「冷戦の終結」に該当する。)	2-(14)
75	270	9 - 11	わが国は1992年以降、内戦が続くカンボジアに国連の平和維持活動(PK0)として自衛隊員を派遣するなど、自衛隊の海外派遣を行うようになりましたが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (内戦中のカンボジアに自衛隊員を派遣したかのように誤解する。)	3-(3)
76	274	1年表	⑤・⑩の空欄の位置	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ベルリンの壁崩壊と冷戦終結の年)	3-(3)
77	280	1 - 3 下囲み 左	江戸時代、鎖国をしていたときでさえ、長崎の出島で海外との貿易を行い世界の文化にふれ、海外の情報を得ていた。	生徒にとって理解し難い表現である。 (121ページ地図「鎖国下の4つの口」キャプション「海外からのさまざまな情報や文物が、この窓口から日本に入ってきた」との関係が理解し難い。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 26-85		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1・2
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	4	上囲み	6名	誤りである。	3-(1)	
2	5	解説	明治維新が始まる明治時代 (151ページ⑤グラフ「明治維新→68」, 157ページ年表「明治維新が始まる」, 158ページ11~12行「こうした一連の改革や社会の変化を明治維新と	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (明治維新が始まる時期)	3-(3)	
			いいます」も同様)			
3	19	図④	「宗教の誕生と広まり」内、「パレスチナ」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (パレスチナが都市名であるかのように誤解する。)	3-(3)	
4	24	写真③ 説明	建物では田植えや稲かりの日どりを決める話し合い…が行われていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (吉野ヶ里遺跡の建物で行われた話し合いの内容が具体的に判明しているかのように誤解する。)	3-(3)	
5	28	写真③ 説明	日本で最大の方墳です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (石舞台古墳の墳丘の規模)	3-(3)	
6	33	系図⑥ 説明	内政よりも軍事を重視するときには、男性が優先して選ばれました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (欽明朝以降の皇位継承の実態)	3-(3)	
7	35	9 - 10	そのため、それまでも派遣されていた遣唐使が、より本格的に派遣されるようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (天武朝から701年までの間に遣唐使が派遣されたかのように誤解する。)	3-(3)	
8	35	地図④ 説明	食料の安定的な確保のために、都は交通の便がよい場所に移動しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (古代の遷都の要因)	3-(3)	
9	35	地図⑤	遣唐使の航路の凡例 「……8世紀前半」「——8世紀後半」	生徒が誤解するおそれのある地図である。 (現在の学説状況に照らして、8世紀の遣唐使の航路について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

8 枚中 2 枚目

受理番号 26-85		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1・2
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
10	37	5	都や寺院をつくるための労役（雑徭）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （都や寺院の造営に充てられた労役の種類）	3-(3)
11	38	写真⑤ タイトル	瑠璃杯（るりはい）	不正確である。 （「杯」の文字及び読み）	3-(1)
12	39	下囲み	この正倉が集まっているところは正倉院とよばれ、756年ごろに建設されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （各地の正倉院が全て756年ごろに建設されたかのように誤解する。）	3-(3)
13	40	7	大仏完成時には、中国などから多くの僧侶が招かれ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （大仏開眼供養会のために諸外国から多くの僧侶が来日したかのように誤解する。）	3-(3)
14	41	7 - 8	天皇や貴族の間には、文字を使って歌をよむゆとりが生まれました。	生徒にとって理解し難い表現である。 （文字を使用した作歌を奈良時代に生まれた「ゆとり」と捉えること）	3-(3)
15	43	写真⑥ 説明	996	誤りである。 （藤原道長の生年）	3-(1)
16	45	8 - 9	生まれした	脱字である。	3-(2)
17	46	囲み	最澄は国費による正式な留学生として…、空海は一般の留学生として	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （最澄と空海の留学資格の違い）	3-(3)
18	46	囲み	各地で井戸や温泉を開発するなど、社会事業にも尽力しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （空海をめぐる史実と伝説の違い）	3-(3)
19	56	写真① ②説明	①矢を射る訓練をする武士 ②弓の弦を張る武士	誤りである。 （写真の場面を正しく説明していない。）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

8 枚中 3 枚目

受理番号 26-85		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1・2
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	58	写真④ 説明	円覚寺舍利殿に関する説明	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (建築年代に関する説明不足)	3-(3)	
21	59	写真⑦ 説明	当時の人々ようす	脱字である。	3-(2)	
22	62	写真③ 説明	「フビライ」内、「中華民国 国立故宮博物院蔵」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (博物院の所在地)	3-(3)	
23	65	1	古代には大宰府がおかれ、…た博多。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大宰府の所在地と博多との関係)	3-(3)	
24	68	7 - 8	中国では元がおとろえて北に追いやられ、1368年に漢民族によって明が建国されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
25	74	写真①	D 京都の町に現れた公衆トイレ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「公衆トイレ」)	3-(3)	
26	80	図②	武家造	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な用語ではなくなっている。)	3-(3)	
27	80	史料	霧おく野原秋はくれけり	不正確である。 (「霧」の文字)	3-(1)	
28	82	13 - 14	連歌は、…庶民の間で流行し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (連歌が流行した範囲)	3-(3)	
29	89	写真⑧ 説明	「奴隷船の内部」内、「過酷な航海のため、3人に1人が死亡しました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な死亡率とは言えない。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 26-85		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1・2
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
30	91	8 - 9	平戸・山口・京都・堺などでキリスト教の布教を始めました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ザビエルの京都での布教）	3-(3)	
31	97	4 - 5	認めていたため	脱字である。	3-(2)	
32	97	写真⑤ 説明	おおわれおり	脱字である。	3-(2)	
33	97	写真⑥ 説明	『朝鮮軍人図屏風』	不正確である。 （「人」の文字）	3-(1)	
34	102	9 - 11	幕府は、直接支配する直轄地（幕領）をもち、全国の土地の約4分の1を支配していました。当初の石高は約400万石で、のちには約700万石に及びました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （幕領の石高）	3-(3)	
35	108	写真② 説明	蘭巻図	不正確である。 （「巻」の文字）	3-(1)	
36	111	写真③ 説明	帆かけ船がにしんの買いつけに来ているようすがえががれています。	生徒にとって理解し難い表現である。 （帆かけ船の描かれた場面が掲載されていない。）	3-(3)	
37	122	囲み	1789	誤りである。 （高田屋嘉兵衛の生年）	3-(1)	
38	125	上囲み	1642～93	誤りである。 （松尾芭蕉の生没年）	3-(1)	
39	133	写真⑩	閑谷学校	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （同ページ10行「藩校」と関連付けられており、閑谷学校の性格について誤解する。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

8 枚中 5 枚目

受理番号 26-85		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1・2
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
40	134	囲み	多摩川上水	不正確である。 （「多摩」の表記）	3-(1)
41	147	4 - 6	戦争に勝利したイギリスは、清と不平等な条約である南京条約を結び、期限つきで香港を手に入れたほか、新たに5港で自由貿易を認めさせ、ばく大な賠償金を手に入れました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （南京条約の内容）	3-(3)
42	147	囲み	1815～98	誤りである。 （高杉晋作の生没年）	3-(1)
43	147	地図③	「1813年、出島をのっとろうとし、失敗」と「山川」とを結ぶ線	生徒が誤解するおそれのある線である。 （山川で起こった事件であるかのように誤解する。）	3-(3)
44	147	写真④ 説明	間宮林蔵は、…樺太が島であることを発見しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「発見」という用語）	3-(3)
45	161	3 - 4	徴兵令を出し、満20歳になった士族と平民の男子に兵役を義務づけました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （徴兵令が兵役の対象範囲を「士族と平民」の男子と規定しているかのように誤解する。）	3-(3)
46	165	囲み	原善三郎とその子富太郎	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （善三郎と富太郎との関係）	3-(3)
47	168	8 - 10	1879年、軍隊や警察の力を背景に新政府は琉球藩を廃止して沖縄県を設置し、1895年には尖閣諸島も沖縄県に編入しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （沖縄県の設置と尖閣諸島の編入が一連のものであるかのように誤解する。）	3-(3)
48	169	側注①	これ対して	脱字である。	3-(2)
49	172	地図② タイトル	自由民権運動の広がり と 士族の反乱	生徒にとって理解し難い表現である。 （「士族の反乱」の例が地図中に掲載されていない。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 26-85		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1・2
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
50	173	15 - 20	秩父地方（埼玉県）では、…大規模な騒動が起きました（秩父事件）。このような動きに対して政府は、…福島県などの自由党員を逮捕しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（秩父事件と福島事件の前後関係）	3-(3)	
51	175	上左 囲 み	初代の内閣総理大臣を決める会議では、…三条実美…とともに候補となり、伊藤のヨーロッパへの留学の経験や外国語の能力が評価された結果、内閣総理大臣になりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（伊藤博文が初代の内閣総理大臣になった経緯）	3-(3)	
52	181	2 - 3	バルチック艦隊に日本海で勝利しました。翌05年、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（日本海海戦が1904年の出来事であるかのように誤解する。）	3-(3)	
53	185	写真⑥ 説明	当時内閣総理大臣であった伊藤博文が視察に訪れたときのようすです。（…1900年4月撮影）	生徒が誤解するおそれのある表現である。（1900年4月当時に伊藤博文が内閣総理大臣であったかのように誤解する。）	3-(3)	
54	192	写真① 説明	徳川慶喜が諸大名に政権の返上を伝えています。	不正確である。（「諸大名」とすること）	3-(1)	
55	199	写真③ 説明	「新渡戸稲造（1862～1933）と妻のメアリ」内、「国際連盟事務次官」	不正確である。	3-(1)	
56	204	写真② 説明	1873	誤りである。（吉野作造の生年）	3-(1)	
57	220	囲み	考えもった	脱字である。	3-(2)	
58	224	11 - 15	ポーランドをおさえたドイツは、パリを占領し、フランスを降伏させました。さらにバルカン半島も征服して、ヨーロッパの大部分を支配しました。こうしたなか、イタリアもドイツ側につ	生徒にとって理解し難い表現である。（ドイツによるバルカン半島征服の時期）	3-(3)	
			いて参戦します。1941年になるとドイツはとつぜん不可侵条約を破ってソ連に侵攻しました。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

8 枚中 7 枚目

受理番号 26-85	学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1・2
------------	--------	-------	--------------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
59	225	側注①	日本を囲んでいるアメリカ (America), イギリス (Britain), 中国 (China), オランダ (Dutch) の頭文字を並べて, このようによばれました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ABCD包囲網」の命名主体に関する説明不足)	3-(3)
60	227	15 - 16	日本式の名前に変える創氏改名	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (創氏改名の主旨)	3-(3)
61	231	側注①	「沖縄戦を考える慰霊の日」	不正確である。 (沖縄県が定めた6月23日の呼称)	3-(1)
62	238	写真③ 説明	極東国際軍事裁判 (東京裁判) …A級戦犯のほかに, 戦時中に捕虜や 住民を虐待した者をB・C級戦犯として 起訴しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (極東国際軍事裁判でB・C級戦犯が裁かれたかのよ うに誤解する。)	3-(3)
63	247	1 - 2 下左	竹島では, 17世紀初めには隠岐 (現在の 島根県) の人々によって漁業が行わ れていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (17世紀における竹島での漁業の実態)	3-(3)
64	247	9 - 10 下左	日本は抗議し, 国際司法裁判所に3回 も訴え出ています	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国際司法裁判所に裁判の付託がなされたかのよ うに誤解する。)	3-(3)
65	248	17 - 18	対立を避けるため	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (沖縄返還の理由)	3-(3)
66	249	8 - 10	この条約の内容にもとづき, 日本は個人 に対する補償をふくめた賠償金を韓 国政府に対して支払いました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本の韓国に対する経済協力)	3-(3)
67	249	15 - 17	かつて日本が植民地とし, 占領したア ジアの国々に対しては, 賠償の意味を ふくめた経済協力が1950年代から行わ れてきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本の植民地に対する経済協力と占領地に対する 賠償・経済協力)	3-(3)
68	259	側注2	約450年にわたりポルトガルが支配し ていた澳門が1999年に, 中国へ返還さ れました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ポルトガル支配の期間)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 1 枚目

受理番号 26-91		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	35	史料⑬	邪馬台国にはもともと男の王がいた	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「邪馬台国」）	3-(3)
2	56	下右囲み	「続日本紀」という歴史書には、「794年に、金が陸奥国から献上された」とある。	誤りである。 （「794年」）	3-(1)
3	57	下右囲み	福岡市は…外交の重要な拠点になっていたよ。また、…大野城や水城などさまざまな施設が造られ、防衛の重要な拠点になっていたよ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （大野城や水城が福岡市に所在するかのように誤解する。）	3-(3)
4	67	系図④	崇徳	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （天皇を示す青字になっていない。）	3-(3)
5	68	13 - 17	上皇は、…自由に人材を登用したため、やがて政治の実権をめぐる激しい対立が起きました。…その対立から、…保元の乱…が起きました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （上皇による自由な人材の登用が保元の乱の原因であったかのように誤解する。）	3-(3)
6	68	写真① 説明	その後ろには僧兵の姿が見えます。	不正確である。 （「僧兵」）	3-(1)
7	81	19	和人はこの戦いに勝利し、支配をさらに強めました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （コシャマインの戦い後のアイヌと和人との関係）	3-(3)
8	92	12 - 13 右	14世紀に元を北方に追い出し、漢民族の王朝を建国した明は、	不正確である。 （時系列）	3-(1)
9	123	写真⑩ 説明	三越資料室蔵	不正確である。 （現在の名称になっていない。）	3-(1)
10	125	写真⑤ 説明	鳥井清忠	不正確である。 （「井」の文字）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 2 枚目

受理番号 26-91	学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
------------	--------	-------	--------------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	129	写真⑦ 説明	福井藩が1666年に発行した、現存する最古の藩札です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現存最古の藩札の発行年次)	3-(3)
12	156	写真① 説明	桜田門外大変図	不正確である。 (「大」の文字)	3-(1)
13	157	図⑦	金の流出	生徒にとって理解し難い図である。 (金銀比価に関する説明との関係)	3-(3)
14	164	7 小見出し	殖産工業政策	不正確である。 (「工」の文字)	3-(1)
15	169	15	琉球の領有権をめぐる日清間の対立	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (清が琉球の「領有権」を主張していたかのように誤解する。)	3-(3)
16	172	7	1885(明治8)年	誤りである。 (「明治8」)	3-(1)
17	175	囲み	トルコは…日本との平和条約締結のため、…エルトゥールル号という軍艦で使節を派遣しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (エルトゥールル号で派遣された使節により、「平和条約締結」がなされたかのように誤解する。)	3-(3)
18	180	側注②	土地制度の近代化を名目として日本が行った土地調査事業	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「土地制度の近代化を名目として」)	3-(3)
19	202	上右図 2	ベルサイユ条約でドイツが失った領土	生徒が誤解するおそれのある図である。 (ドイツ-ポーランド間)	3-(3)
20	210	3	中等学校	不正確である。 (高等女学校と同等の位置付けにある大正時代の教育機関の名称)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 26-91		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
21	221	15 - 16	姓名を日本式に改める創氏改名	生徒にとって理解し難い表現である。 （「創氏」が法的制度によるものであることがわからない。）	3-(3)
22	247	上図5	カンボジアとマレーシアの塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。 （カンボジアが1960年代の独立国、マレーシアが1950年代の独立国として塗色されている。）	3-(3)
23	249	側注①	この講和会議に中国は参加せず	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （中国がサンフランシスコ講和会議に不在であった理由）	3-(3)
24	265	上右囲み	1878（明治10）年	誤りである。 （「1878」）	3-(1)
25	268	23 左	この1967年の国会	誤りである。 （「公害国会」の年次）	3-(1)
26	270	4 右	濱口梧稜	不正確である。 （「稜」の文字）	3-(1)
27	271	12 左	1927（大正12）年	誤りである。 （「1927」）	3-(1)
28	裏見返	写真④ 説明	旧弘道館 …徳川慶喜も大政奉還後はここで生活していました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （大政奉還後の徳川慶喜の主たる居住地）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

5 枚中 1 枚目

受理番号 26-99		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	17	図	図中の「2本足で歩きはじめた猿人500万年以上前」と、凡例の「500～150万年前の猿人」 (15ページ囲み中の「500万年以上も前」、18ページ図中の「500～150万年	生徒にとって理解し難い図である。 (猿人誕生の年代)	3-(3)
			前ごろ)も同様)		
2	18	上図	「人類の進化」中、「新人」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (縫製した衣服を着ていたかのように誤解する。)	3-(3)
3	21	中写真	ウルのジググラト	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (復元であることがわからない。)	3-(3)
4	23	図⑦	「2世紀の世界とシルクロード」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (クシャーナ朝とバルティアの位置)	3-(3)
5	25	側注②	マホメットの死後、弟子たちがその教えを『クルアーン(コーラン)』にまとめました。	誤りである。 (「クルアーン」の内容)	3-(1)
6	29	図7	「3世紀の東アジア」中、「倭の範囲」	不正確である。 (東北地方など)	3-(1)
7	31	5-7左	この「一汁一菜」のスタイルが始まったのが、水田耕作が広く行われるようになった弥生時代でした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一汁一菜の始期)	3-(3)
8	33	側注2	江田船山古墳(えだふなやま)	誤りである。 (ルビ)	3-(1)
9	38	図1	「白村江の戦い」中、「←・・・新羅軍」	不正確である。 (海路)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 26-99		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	41	写真8	「和同開珎」中、「日本で銅が発見されたことを祝う意味もあって、和同開珎（同は銅のこと）と名づけられましたが、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （銅発見と和同開珎発行の関係）	3-(3)	
11	48	図3	「平安京の復元模型」中、「藤原道長邸」	不正確である。 （位置）	3-(1)	
12	51	7 - 8	平安時代の貴族たちは、日本の風土や暮らしに合った、優美で洗練された文化を好むようになりました。これを国風文化といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国風文化の実態）	3-(3)	
13	56	表	「「古代までの日本」の動き」中、弥生時代の始期	生徒にとって理解し難い表現である。 （29ページ2行目には「紀元前4世紀ごろから」）	3-(3)	
14	62	図3	「僧兵」中、「上皇が寺院を保護して僧の数が増えると、武装して勢力を争ったりするようになりました。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （僧の増加と武装の関係）	3-(3)	
15	66	資料2	「承久の乱の推移」中、「5月19日・・・北条政子が御家人に演説し、・・・」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （政子が演説）	3-(3)	
16	67	資料4	逸見 入道（いつみ）、常陸坊 昌明（まさあき）	誤りである。 （ルビ）	3-(1)	
17	72	図1	「文永の役で元軍とたたかう竹崎季長」中、「「てつほう」が・・・えがかれています。大きな爆発音とけむりに、御家人たちはおどろき、目がくらみ、耳がふさがったとされています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「てつほう」の殺傷能力）	3-(3)	
18	73	図⑤	今も残る石築地	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （復元であることがわからない。）	3-(3)	
19	81	18 - 19	コシャマインが率いるアイヌ軍が和人の館をおそいました。しかし和人に敗れ、和人の支配はさらに広がりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （コシャマインの戦い後のアイヌとの和人の関係）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

5 枚中 3 枚目

受理番号 26-99		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
20	87	11	猿楽→P. 83	生徒にとって理解し難い表現である。 (参照箇所が不明)	3-(3)				
21	90	左11	この時代の女性は結婚しても実家の姓を名のり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (結婚後の女性の姓)	3-(3)				
22	121	5 - 6	江戸時代には松前藩をつくって蝦夷地を支配するようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (松前藩の支配領域)	3-(3)				
23	130	図20	「飛脚」の所蔵先	不正確である。 (所蔵先名称変更)	3-(1)				
24	150	側注	共和制 国王のような個人が思いのままに政治を行うのではなく、国民が主権者として、法に基づいて政治を行うことを共和制といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (本文5-7行目の「国王は、クロムウェルなどの議会派の人々との戦いに敗れて処刑され、一時的に、議会だけによる共和制の国になりました。」を、国民が主権者であったかのように誤解する。)	3-(3)				
25	162	側注1	徳川家茂 (いえしげ)	誤りである。 (ルビ)	3-(1)				
26	163	図5	「幕末の日本のようす」中、「薩長同盟(1864年)」	誤りである。 (年次)	3-(1)				
27	167	5 - 7	このように、新政府は、近代国家をつくり出すため、さまざまな改革をおすすめしました。この一連の改革とそれにとまなう社会の変化を明治維新といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (明治維新の始期)	3-(3)				
28	167	10 - 11	1871年には、江戸時代に「えた」や「ひにん」などの身分を廃止し、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「えた」「ひにん」の廃止)	3-(3)				
29	186	図3	大日本帝国憲法(東京都 憲政資料館蔵)	誤りである。 (所蔵先)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

5 枚中 4 枚目

受理番号 26-99		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
30	189	図6	「ノルマントン号事件」中、「船長はイギリス領事の裁判で無罪となったため」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (事件の最終結末)	3-(3)
31	195	3 - 5	また総督府が実施した土地調査の結果、多くの農民が土地をうばわれ、小作人となる者や、・・・	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (土地調査事業の実態)	3-(3)
32	207	地図	日本から海南島への矢印	生徒にとって理解し難い表現である。 (矢印の意味)	3-(3)
33	218	図 1	東京駅（・・・埼玉市 鉄道博物館蔵）	誤りである。 (所蔵者の所在地)	3-(1)
34	228	4	毛沢東（マンツォトン）	誤りである。 (ルビ)	3-(1)
35	232	図 3	「日本が確保しようとした東南アジアの主な資源」中、「貿易ルート」	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ4行目には「援助するルート」)	3-(3)
36	235	側注 4	軍属（戦闘に動員された中学生・女学生も含む）	不正確である。 (戦闘と女学生)	3-(1)
37	238	1 - 2 右	リトアニアの首都カナウスの日本領事館に、	誤記である。 (日本領事館の所在地名)	3-(2)
38	248	7	常任理事国（しょうにん）	誤りである。 (ルビ)	3-(1)
39	249	写真 5	食糧メーデー（1945年）	誤りである。 (年次)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

5 枚中 5 枚目

受理番号 26-99	学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
------------	--------	-------	--------------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
40	250	表 3	「日本国憲法と大日本帝国憲法との比較」中、「衆議院のみ男子有権者が選挙する」「両院の議員は男女有権者が選挙する」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (憲法の規定ではない。)	3-(3)
41	259	上囲み	左8行目「ベトナム」	不正確である。	3-(1)
42	265	囲み	韓国は「海洋主権宣言」を行って、自国の排他的経済水域を主張するいわゆる「李承晩ライン」を設定し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「排他的経済水域」)	3-(3)
43	272	6-8 左	政府は、1899年に北海道旧土人保護法・・・を制定し、・・・アイヌの人々の土地を取り上げて、農業を営むようにすすめました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (旧土人保護法の趣旨)	3-(3)
44	巻末折込み1		○倭人、百あまりの小国をつくる	不正確である。 (年表中の位置)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 1 枚目

受理番号 26-106		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	2	15 - 18	古代において日本は、中国に出現した文明を学びながらも、みずからの特色を見失うことなく、自立した独自の道を歩んできました。（3ページ上右囲み、32ページ見出しも同様）	生徒が誤解するおそれのある表現である。（華夷秩序との関係）	3-(3)	
2	9	15 - 16 左	そしてキリストが生まれる前の年は「紀元前00年」とあらわします。	誤記である。（「紀元前00年」）	3-(2)	
3	9	3 - 10 右	中国、朝鮮、日本の東アジアでは古代から干支をつかった年のあらわし方がなされていたので、干支は<甲・・・癸>の十干と、<子・・・亥>の十二支を順番に一つずつ選んで60通りの組	生徒にとって理解し難い表現である。（前半と後半が因果関係で結ばれており、理解し難い。）	3-(3)	
			み合わせをつくり、それによって年月日や時刻、方位をあらわす方法です。			
4	15	21 - 23 左	アメリカ人ホーレス・ウィルソンが、当時の中学で英語や数学を教えながら野球を教えた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「当時の中学」）	3-(3)	
5	32	8-1 0左	集落には、800以上の住居跡が見つっていますが、	不正確である。（「800以上の住居跡」）	3-(1)	
6	34	1 - 3	日本で縄文時代に当たる紀元前1万2000年ごろ、世界の各地でしだいに農耕や牧畜が行われるようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（農耕や牧畜が行われるようになった時期）	3-(3)	
7	34	上右写真	「ロゼットとライオンのモザイク」内、「ロゼットは、花卉状の文様で、太陽の光を象徴し太陽神の妹をあらわすといわれる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（ロゼットの意味内容）	3-(3)	
8	35	11 - 13	中国の黄河流域では、紀元前1600年ごろ、農耕（麦作）や牧畜が行われた。長江流域では稲作を中心とした文明が始まっていた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（中国で農耕や牧畜が行われるようになった時期）	3-(3)	
9	39	上写真	「吉野ヶ里遺跡」中、「濠」（2カ所）	不正確である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 2 枚目

受理番号 26-106		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
10	40	上年表	『漢書』地理誌	誤記である。	3-(2)
11	48	19 - 21	大和朝廷は高句麗と戦ったが、次第に形勢不利となり、404年、朝鮮半島から撤退した。 (49ページ 上左表「404 倭と高句麗が交戦し、倭が朝鮮半島から撤退する」も同様)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (404年以前の朝鮮半島での大和朝廷の影響力)	3-(3)
12	52	左図	「聖徳太子と天皇の系図」中、「山背大兄王（やましろのおおえのみこ）」	表記が不統一である。 (56ページ15行目では、やましろのおおえのおう)	3-(4)
13	53	3 - 5	冠位十二階と十七条の憲法 (129ページ6行目、253ページ11行目も同様)	表記が不統一である。 (文頭の位置)	3-(4)
14	57	側注3	中臣鎌足（なかおみのかまたり）	誤りである。 (ルビ)	3-(1)
15	59	右図	天皇の系図	生徒にとって理解し難い表現である。 (天皇の代数の根拠)	3-(3)
16	69	12 - 14	10世紀になると、・・・班田収授制はしだいにいきづまっていった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (班田収授制の状況)	3-(3)
17	71	上右図	「寝殿造」中、「公益財団法人京都市埋蔵文化研究所」	誤りである。 (所蔵者名)	3-(1)
18	75	2-5 右	清少納言の随筆『枕草子』、紫式部の長編小説『源氏物語』や・・・世界で、もっとも古い女流文学といわれています。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「世界で、もっとも古い女流文学」)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 3 枚目

受理番号 26-106		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
19	94	上左図	花の御所 洛中洛外図屏風 3代将軍足利義満が「花亭」を崇光上皇に献上したので「花の御所」とよばれるようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (足利将軍との関係)	3-(3)				
20	99	中右図	「武装する民衆」中、「一遍上人絵伝」	不正確である。 (出典)	3-(1)				
21	101	右囲み	惣の掟の例	不正確である。 (2条目の出された年)	3-(1)				
22	104	上図	銀閣(105ページ「東求堂同仁齋」も同様)	表記の基準によっていない。 (国宝マーク欠落)	3-(4)				
23	112	8 - 10	しかし、イベリア半島では15世紀末に、キリスト教徒がイスラム勢力を追い出し、スペインとポルトガルが支配するキリスト教団に戻った。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「キリスト教団」)	3-(3)				
24	112	側注2	熱心な信徒が共同生活するカトリック男子修道会の一つ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イエズス会の性格)	3-(3)				
25	113	上図	「地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中、「16世紀に入ると、東半球でも両国の領土分割線が定められた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (16世紀に定められた線の性格)	3-(3)				
26	114	左図	フランシスコ・ザビエル(115ページ「南蛮屏風」も同様)	表記の基準によっていない。 (重要文化財マーク欠落)	3-(4)				
27	117	上地図	豊臣秀吉の天下統一地図」中、「1592年 奥州平定」	不正確である。 (年代)	3-(1)				
28	121	16左	キリタン大名	脱字である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 4 枚目

受理番号 26-106		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
29	121	24左	随行していた宣教師コエリヨ	不正確である。 （「随行」）	3- (1)
30	130	9 - 10	武士と百姓・町人を分ける身分制度は固定されていたわけではなく、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「身分制度は固定されていたわけではなく」）	3- (3)
31	134		武士道と忠義の観念（表題）	生徒にとって理解し難い表現である。 （表題と内容が合致していない。）	3- (3)
32	139	下右	まとめにチャレンジ 世界最高水準の識字率を誇った当時の藩校・寺子屋・私塾について説明してみよう。	生徒にとって理解し難い表現である。 （識字率と藩校などとの関係）	3- (3)
33	149	13	将軍後見職の一橋慶喜（将軍）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （この時点の徳川慶喜の地位）	3- (3)
34	151	5-6 左	やはり、転機は、民衆の自治が生まれてきたことだ。	生徒にとって理解し難い表現である。 （101ページの「都市と農村の自治」との関係）	3- (3)
35	156	14 - 16	16世紀から18世紀にいたる300年間に、ヨーロッパでは国家が相争うことが多くなっていった。その間に産業革命があり、	相互に矛盾している。 （155ページ11-20行目「18世紀の後半にイギリスでは、・・・このような生産方法の大革命を産業革命という。産業革命は、19世紀にはフランス、ドイツ、アメリカにも広がっていった。」に照らして矛盾	3- (1)
				する。）	
36	156	上左図	「19世紀後半のヨーロッパ列強のアジア進出地図」中、マレー半島の塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。 （19世紀後半におけるイギリス領）	3- (3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 5 枚目

受理番号 26-106		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
37	158	9 - 14	ペリーが去ったあと、老中・阿部正弘は、外国船を武力で打ちほらうためのお台場・国防についての意見を求めた。	生徒にとって理解し難い表現である。 (幕府の方針)	3-(3)
38	170	16左 -15右	「江戸幕府から明治政府への転換」全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述の重複、中国や朝鮮との比較)	3-(3)
39	174	16左 -14右	「一種の奴隷解放」全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (沖縄の状況について説明が不十分で理解し難い。)	3-(3)
40	174	17 - 26 左	琉球王国は、大名（貴族・領主）、士（官吏）、百姓（農民・職人・商人）という3つの身分があり、身分間には大きな貧富の差がありました。さらに、薩摩と清国に両属していた琉球の人々	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (伊波普猷の言う「奴隷」状態)	3-(3)
			々は、薩摩への貢納と清国からの使節に対する接待の費用などで苦しみました。この体制を終わらせた琉球処分について、沖縄学の父といわれる伊波普猷は、「琉球処分は一種の奴隷解放だ」と述べています。		
41	175	4 - 7 左	蝦夷地の人々は、樺太から侵入してきた狩猟民や本州から移住してきた農耕民と交わり、アイヌと言われる人々になっていきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アイヌと言われる人々が生じてくる過程)	3-(3)
42	175	20 - 21 左	政府は、本土から屯田兵を入植させて北海道の開拓につとめました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「政府」の性格)	3-(3)
43	175	9 - 11 右	そこで、明治政府は、1899（明治32）年、アイヌからの要望に基づいて「北海道旧土人保護法」を制定し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北海道旧土人保護法制定に至る過程)	3-(3)
44	177	側注3	この条規は、貿易は相互に無関税とされた。	不正確である。 (条約の規定及び内実)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 6 枚目

受理番号 26-106		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
45	181	18-21右	しかし、同時に近代化は絶えず新たな欲望を喚起させて発展してきたので、日本人の簡素で豊かな生活は失われていきました。	生徒にとって理解し難い表現である。 （主述の関係）	3-(3)
46	182	3-4	第1に、日本人に対して罪を犯した相手国を裁く権利(領事裁判権)	不正確である。 （「相手国を裁く」）	3-(1)
47	183	16-17	その後、日清戦争に日本が勝利すると、アメリカをはじめ各国とも領事裁判権を認め合った。	不正確である。 （「領事裁判権」）	3-(1)
48	187	側注	教育勅語	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （教育勅語発布の趣旨）	3-(3)
49	190	上右写真	「長崎事件」中、「日清戦争を引きおこす遠因になったといわれている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日清戦争の原因）	3-(3)
50	197	写真	「日本海海戦 戦艦「三笠」艦橋の図」中、「指揮をとるのが」	誤記である。 （「指揮をとる」）	3-(2)
51	197	写真	「日本海海戦 戦艦「三笠」艦橋の図」中、「連合艦隊司令官長・東郷平八郎。」	不正確である。 （「連合艦隊司令官長」）	3-(1)
52	198	5	1908(明治41)年	誤りである。	3-(1)
53	198	13	反	誤記である。	3-(2)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 7 枚目

受理番号 26-106		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
54	199	側注3	これらの近代化によって、それまでの耕作地から追われた農民もいた。・・・しかし、36年間の朝鮮統治で、人口は2倍となり、耕地も大きく増えた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朝鮮統治の実態)	3-(3)	
55	201	10左	ある議員	不正確である。 (議員ではない。)	3-(1)	
56	201	16左	別の議員	不正確である。 (議員ではない。)	3-(1)	
57	206	上表説明	北里柴三郎(きたざとしばさぶろう)	誤りである。 (ルビ)	3-(1)	
58	209	14 - 17 左	この教科書では、1912(明治45)年の明治の終わりあたりまでを「近代(I)」、それ以降を「近代(II)」として、3章に分けているんだね。	誤記である。 (3章ではない。)	3-(2)	
59	210	表	「日露戦争」中、「朝鮮北部において兵力の増強などを進め、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朝鮮北部のロシア軍の存在)	3-(3)	
60	212	上左図	「三国同盟と三国協商」中、「同盟とは、条約のように文書で結ばれる国家間関係のこと。協商とは、同盟ほど強固ではない国家間の協調関係のこと。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「同盟」と「協商」の差異)	3-(3)	
61	213	10 - 13	袁世凱は、外部に知らせないことになっていた日本との間の交渉内容を・・・日本は自国の権益を守るための十か条を強行に要求して承認させた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (二十一か条要求の実態)	3-(3)	
62	214	側注2	この無法行為は日本の反発を招き、結果的に出兵を長引かせた(ニコライエフスク事件=尼港事件)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (尼港事件とシベリア出兵長期化との関係)	3-(3)	
63	221	10 - 11	・・・結果的に日本は頼りになる同盟国を失い、国際的に孤立することとなった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の国際環境)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 8 枚目

受理番号 26-106		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
64	225	上右囲み	→ p. 236	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (経済圏確立と「ABCD包囲網」との関係)	3-(3)
65	229	12 - 15	しかし、張作霖爆殺事件や日本の武力進出（山東出兵など）を受けて、安全がおびやかされた。	生徒にとって理解し難い表現である。 (爆殺事件や出兵の実態)	3-(3)
66	229	右図	「中国の排日運動」中、「五四運動」	表記が不統一である。 (217ページ12行目では「五・四運動」)	3-(4)
67	230	側注 1	1939年の時点で、満州国はドイツ、タイ承認されていた。	不正確である。 (「タイ」)	3-(1)
68	232	12 - 14	コミンテルンは中国共産党に対し、国共内戦をやめ、国民党と日本を戦わせて両者の力を弱め、共産党が漁夫の利を得て政権を取るとの方針を与えた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (コミンテルンから中国共産党への指示)	3-(3)
69	232	22	1937年7月7日夜から翌朝にかけて、北京郊外で、日中間に	生徒にとって理解し難い表現である。 (233ページ4-6行目と重複する内容になっている。)	3-(3)
70	232	囲み	「日本と中国はなぜ和平を実現できなかったのか」全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本と中国との間で和平を実現できなかった理由)	3-(3)
71	232	側注 1	中国共産党は国民党と敵対せず、これを味方に引き入れ、ともに日本と戦う方針を決めた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の中国共産党と国民党の勢力の違い)	3-(3)
72	233	1 - 22	日本軍は満州国南部の安全と資源確保のため、蒋介石は奥地の重慶に首都を移し、抗戦を続けた。(側注 4を含む。)	生徒にとって理解し難い表現である。 (日中戦争の実態)	3-(3)
73	235	3 - 7	1938年、近衛文麿は東亜新秩序の建設で、これがのちに、日本の戦争目的となり、というスローガンに発展した。	生徒にとって理解し難い表現である。 (234ページ8-10行目との関係)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 9 枚目

受理番号 26-106		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
74	237	13 - 21	経済的に追いつめられた日本は、アメリカとの戦争を何とかさげようと…日本に余力のあるうちに開戦すべきだという開戦論もでるなか…日本政府は、対米開戦を決意した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (開戦経緯)	3-(3)				
75	240 - 241	17 - 15	アジア諸国と日本	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (占領の実態及び258ページ8-9行目との関係)	3-(3)				
76	240	上写真	「大東亜会議の出席者」中、「重慶政府に対立して設立された親日政府」	生徒にとって理解し難い表現である。 (蒋介石政権との関係)	3-(3)				
77	240	側注1	日本は1943年、ビルマ、フィリピンを独立させ、…しかし、連合国が独立を承認したのは戦後になってからである。	生徒にとって理解し難い表現である。 (各国の独立年)	3-(3)				
78	241	側注2	軍服を着用しないゲリラ活動は、戦時国際法違反である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (軍服に限定されない。)	3-(3)				
79	241	下右	「まとめにチャレンジ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アジア諸国の独立の実態)	3-(3)				
80	242	19	日本式の個人の名前に変える改名 (243ページ上囲み9-12行目も含む。)	生徒にとって理解し難い表現である。 (創氏改名の実態)	3-(3)				
81	243	2 - 3	このように、現地の人々を日本人と一体化する政策が進められ、戦争末期には、台湾や朝鮮の人々にも犠牲が出た。	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足)	3-(3)				
82	244	15 - 16	日本軍と沖縄住民はよく戦った。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (沖縄住民と戦闘との関係)	3-(3)				
83	246	1 - 19 左	「大東亜戦争の2つの目的」全体	戦争の目的について、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。	2-(6)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 10 枚目

受理番号 26-106		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
84	246	16 - 19 左	また、大東亜戦争は正規には1937（昭和12）年以來8年間続いた日中戦争も含みますが、その間に多くの中国の人が犠牲になりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「大東亜戦争」の定義と犠牲者が出た原因）	3-(3)
85	246	25 - 27 右	しかし、日本軍によって独立のための指導を受けていたこれらの諸国の人々は勇敢に戦い、再度の支配をはねのけました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日本軍による「指導」の性格）	3-(3)
86	247	4右	「 タイのククリット・プラモード元首相は」 （255ページ6-7行目左「1946（昭和21年）5月 から2年半」も同様）	誤記である。	3-(2)
87	247	図	「第二次世界大戦後独立したアジア諸国」中、「独立年は連合国が承認した年である」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （各国の独立年の定義）	3-(3)
88	248	22- 30右	日本軍の戦争犯罪	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日本軍の戦争犯罪の実態）	3-(3)
89	250	表	「二十一か条要求」中、「10か条」	不正確である。	3-(1)
90	252	8 - 9	占領下で言論の自由は奪われ、占領軍は30項目の禁止事項をもとに徹底した検閲を行った。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （戦前期の検閲の実態）	3-(3)
91	252	10 - 14	GHQは、日本政府に対し、婦人参政権の付与、労働組合法の制定・・・農村では農地改革が進められた。こうして、日本の民主化が進展した。（253ページ「まとめにチャレンジ」も含む。）	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容(6)のアの「冷戦、我が国の民主化と再建の過程、国際社会への復帰などを通して、第二次世界大戦後の諸改革の特色を考えさせ、世界の動きの中で新し	2-(1)
				い日本の建設が進められたことを理解させる。）」	
92	254	24左 -4右	しかし、当時の日本政府はこの原案を受け入れ、日本国政府の改正案として作成し大日本帝国憲法の改正手続きを経て制定し、現在でも有効な憲法としています。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「現在でも有効な憲法としています。」）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 11 枚目

受理番号 26-106		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
93	255	6-1 7右	マッカーサーの反省	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (マッカーサーと戦争犯罪との関係)	3-(3)
94	258	側注 1	北方領土は第二次世界大戦後日本で使われるようになった言葉で、千島列島のうち択捉島、国後島、歯舞群島、色丹島の北方4島の範囲を指す。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北方4島の地理的位置)	3-(3)
95	267	27右	総覧者	誤りである。	3-(1)
96	271	囲み	「戦争と全体主義の犠牲者」中、右4-10行目	生徒にとって理解し難い表現である。 (犠牲者数について断定的に過ぎる。)	3-(3)
97	272	上左図	「中国における民族弾圧と周辺地域との紛争」全体	生徒にとって理解し難い図である。 (年次がなく、理解し難い。)	3-(3)
98	278	表	「湾岸戦争」中、「1990～1991年」(裏見返し 巻末年表中、「1990 湾岸戦争(～91)」も同様)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)
99	裏見返し	巻末年表	1873年 学問のすすめ	表記が不統一である。 (他は「学問のすすめ」)	3-(4)
100	裏見返し	巻末年表	「朝鮮」中、「1948」以降(同ページ「中国」中、「1949」以降も同様)	誤記である。	3-(2)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 1 枚目

受理番号 26-107		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	表見返		この教科書の使い方 【大きな図版と第1セクション】 【年表&資料】	生徒にとって理解し難い表現である。 （「大きな図版と第1セクション」「年表&資料」 が示すもの、及び「第1セクション」の位置づけ）	3-(3)
2	11	上囲み	原始・古代の学習課題 (57ページ「中世の学習課題」、89ページ「近世の学習課題」も同様)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)のウの「各時代の学習の初めにその特色の究明に向けた課題意識を育成した上で」)	2-(1)
3	23	15 - 16	紀元2世紀には、合計11本の水道施設を完成させていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「紀元2世紀には」)	3-(3)
4	26	図4	福井県立若狭歴史民俗資料館	不正確である。 (所蔵者名)	3-(1)
5	28	側注	弥生時代のはじまり 炭素や年輪をつかった科学的な測定法によって、紀元前9世紀ごろとする学説も出されている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (他の学説と「科学的な測定法」との関係)	3-(3)
6	29	囲み	日本列島では、稲作は100年ほどの間に、九州北部から海岸ぞいに九州南部、中国・四国地方に広まった。さらに、約2400年前には本州の中央部にまで達した。	相互に矛盾している。 (28ページ11行目の「九州の北部で、水田稲作がはじまった紀元前4世紀」)	3-(1)
7	39	1 - 2	このとき、隋から政治を改革するように助言されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「助言」の内容)	3-(3)
8	41	図5	右手前は飛鳥の宮殿。	不正確である。	3-(1)
9	42	側注	朝廷 皇帝・天皇など君主が政治をおこなうところ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「朝廷」の意味)	3-(3)
10	42	側注	朝廷 …大和政権をになってきた豪族は、貴族とされて、朝廷で高い地位についた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (貴族と朝廷での高い地位との関係)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 2 枚目

受理番号 26-107		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	42	図 1	平城京(復元模型)	不正確である。 (「西市」「東市」の位置)	3-(1)
12	42	図 4	遣唐使の航路	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「8世紀前半」)	3-(3)
13	43	囲み	…運び込まれていたことがわる。	脱字である。	3-(2)
14	50	11 - 12	奈良時代の末、聖武天皇には、あつぎの男子がいませんでした。そのため、天智天皇の血すじの桓武天皇が位につきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (聖武天皇・桓武天皇間の皇位継承)	3-(3)
15	51	図 5	5 天皇家と藤原氏の系図(9世紀から11世紀) 5 東国と瀬戸内の反乱	誤記である。 (図 5 が二つある。)	3-(2)
16	51	図 5	天皇家と藤原氏の系図(9世紀から11世紀)	不正確である。 (系線)	3-(1)
17	51	側注	公家 ももとは、朝廷を意味する。…これに対して「武」で仕える家柄を武家という。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「もともと」の意味、及び「貴族」をさす「公家」の語と「武家」の語成立の前後関係)	3-(3)
18	53	10	奈良時代の書物は、国が編さんしたものです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「奈良時代の書物」の編著者)	3-(3)
19	53	11 - 12	地方の風俗のことを国風といいました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (学術用語としての「国風文化」との関係)	3-(3)
20	53	囲み	浄土の教えは、文化の国風化の流れのなかで生まれたものといえる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「浄土の教え」と「文化の国風化」との関係)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 3 枚目

受理番号 26-107		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
21	55	12	ページしめしています。	脱字である。	3-(2)
22	59	10 - 11	1172年, 宋は交易を求める使節を, 日本に送ってきました。平清盛はこれにこたえて, お礼の品を贈りました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1172年の使節の目的)	3-(3)
23	60	1 - 4	1093年, 奈良の春日山が大きな音を立ててゆれ動いたのをきっかけとして, 藤原氏の氏神・春日社の神輿が, 京都に入りました。1095年には, 比叡山の日吉社(京都府)の神輿が, 朝廷と国司	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (神輿入京の理由)	3-(3)
			との争いの裁きを求めて, 京都に乗り込みました。		
24	60	3	比叡山の日吉社(京都府)	不正確である。 (所在地)	3-(1)
25	60	6 - 8	おりからの南海トラフ大地震もあって, 師通はたたりにあって, くずれてきた比叡山の大岩の下に閉じ込められたのだという, うわさが広がりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「南海トラフ大地震」との関係, 「うわさ」が広がった時期及び内容)	3-(3)
26	61	図 4	4 平治の乱 4 平清盛 (1118~1181)	誤記である。 (図 4 が二つある。)	3-(2)
27	62	4 - 6	平安時代末期, 紀ノ川ぞいには, 鳥羽上皇の命令で, …・荘園が, いくつも立てられました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (鳥羽上皇の「命令」と立荘との関係)	3-(3)
28	62	上部欄外	のちの文書に書かれた柿田荘の範囲	不正確である。 (「下居(しもい)」のルビ, 「東北」, 「西北」)	3-(1)
29	63	10 - 12	そのなかで, 相模国(神奈川県)の三浦氏…が, 平氏に反対する動きを強めました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「そのなかで」の三浦氏の動き)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 4 枚目

受理番号 26-107		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
30	63	囲み	源義朝（みなもとのよりと）	誤記である。 （ルビ）	3-(2)
31	64	1 - 3	1180年、…鎌倉に幕府をおいて東国を支配しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （鎌倉に「幕府」をおいた時期）	3-(3)
32	64	7 - 8	頼朝は、みずから大軍をひきいて攻め、1189年、義経と奥州藤原氏を滅ぼしました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （頼朝自身の出陣と義経滅亡との関係）	3-(3)
33	64	10 - 12	これによって、国のあり方は大きく変わり、社会の仕組みが、武力によってつくられるようになっていきます。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「社会の仕組みが、武力によってつくられる」）	3-(3)
34	65	9 - 10	幕府では、政子は將軍の職にあったと考えられていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （政子と「將軍の職」との関係）	3-(3)
35	66	図5	気づいた。。	誤植である。	3-(2)
36	67	囲み	鎌倉で最高位の寺であった建長寺に迎えた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「最高位の寺」の成立時期）	3-(3)
37	69	図7	『一遍聖絵』	不正確である。	3-(1)
38	71	図4	磨崖和霊地藏	誤りである。 （名称）	3-(1)
39	75	上右囲み	二条河原落書 出家も還俗（僧が俗人にもどる）も自由勝手	不正確である。 （「還俗、自由出家」の解釈）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 5 枚目

受理番号 26-107		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
40	75	囲み	【働く子ども、売られる子ども】 成人を売買することは禁止されていたが、この年齢より小さな子どもは、下人として売買されることがあった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (売買の禁止対象)	3-(3)	
41	76	15 - 18	朝鮮・中国は日本に、倭寇の取りしまりを要求しましたが、九州地方には、まだ室町幕府に従わない勢力がありました。これに対して、倭寇の制圧に功績をあげた李成桂は、1392年、朝鮮王	生徒にとって理解し難い表現である。 (倭寇と朝鮮王朝成立の関係)	3-(3)	
			朝を開きました。李成桂は、倭寇の根拠地だった対馬に攻め入りました。			
42	77	5 - 6	モンゴル人を北に追いやって、1368年に明を建国しました。	不正確である。 (時系列)	3-(1)	
43	84	12	蒔絵 (85ページの写真5の説明中、「蒔絵などにはめ込んで」も同様。)	生徒にとって理解し難い表現である。 (蒔絵の意味)	3-(3)	
44	84	囲み	マツラカ	誤植である。	3-(2)	
45	86		右下の年表の①～④ (教科書P63・・・)	誤記である。	3-(2)	
46	93	11	取り引で	脱字である。	3-(2)	
47	95	12 - 16	鎌倉時代以来つづいた守護の家柄の多くは消えていきました。そこで登場したのが、・・・甲斐(山梨県)の武田、・・・などの、戦国大名たちです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (武田氏の出自)	3-(3)	
48	97	囲み	【ザビエルとアンジロー】 薩摩(鹿児島県)では、キリスト教を禁止しはじめたこともあって、ザビエルは、2年ほどで日本を離れ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (鹿児島での禁教とザビエルの離日との関係)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 6 枚目

受理番号 26-107		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
49	101	11 - 14	秀吉は、四国、九州を征服し、…小田原城に立てこもった北条氏を滅ぼしました。こうして、秀吉の全国統一が実現しました。	生徒が誤解するおそれのある表現ある。 （「秀吉の全国統一」と関東以北との関係）	3-(3)				
			（103ページ11～14行目「秀吉は、1587年に九州の島津氏、1590年に関東の北条氏を攻め、降伏させました。…こうして、秀吉は全国を統一し、戦国時代は終わりを迎えます。」も同様）						
50	101	図4	豊臣秀吉の制札（1590年） …敵方の武将から…制札を手に入れた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「敵方の武将から」）	3-(3)				
51	105	囲み	【朝鮮の武将となった沙也可】 火縄銃のつくり方などを教えるなどして、日本軍と戦った。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （沙也可の行動としての「火縄銃のつくり方を教える」）	3-(3)				
52	106		(9)江戸の町づくりー将軍と大名ー (タイトル)	相互に矛盾している。 (2ページの目次「江戸の町づくりー江戸幕府の成立ー」)	3-(1)				
53	110	12 - 14	東南アジアへ渡る商船に、正式に交易を認める証明書をあたえ、相手国の保護を求めました(朱印状)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「相手国の保護を求めました(朱印状)。」）	3-(3)				
54	121	20 - 21	菱川師宣が木版画の浮世絵の技法を完成させました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （木版画の技法の完成）	3-(3)				
55	125	13 - 14	跡継ぎの秀忠と会見し	誤りである。 （会見の有無）	3-(1)				
56	140 - 141	上囲み	地域の博物館で調べる	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容(1)のイの「身近な地域の歴史を調べる活動を通して、…歴史の学び方を身に付けさせる。」）	2-(1)				
57	158	18	約束しました。。	誤植である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 7 枚目

受理番号 26-107		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
58	171	図	「フランス領東インドシナ」	誤りである。 (名称)	3-(1)
59	175	16 - 17	1889年には、すべての男子が軍隊に入るように改められました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「すべての男子が軍隊に入る」)	3-(3)
60	179	3 - 5	スイスでは小学校を見学して、中立・自衛の考え方が子どもたちにも、いきわたっていることに関心をしめしています。	不正確である。 (ジュネーブでの小学校の見学と、「中立・自衛の考え方が子どもたちにも、いきわたっていること」に関心を示したこととの前後関係)	3-(1)
61	180	図2	通信総合博物館蔵 (181ページ図4も同様)	不正確である。 (所蔵者名)	3-(1)
62	181	囲み	女子英学塾 (じょしえいごじゅく)	誤記である。 (ルビ)	3-(2)
63	182	7	野津田村 (東京都) (242ページ1行目「富山県の庄下村」も同様)	生徒にとって理解し難い表現である。 (現行地名との関係)	3-(3)
64	182	図4	東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫蔵	不正確である。 (所蔵者名)	3-(1)
65	188	側注	アイヌの文化 「アイヌの人びと」	誤記である。	3-(2)
66	191	3	P141	誤記である。	3-(2)
67	194	図1説明	大院君	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足で、本文との関係がわからない。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 8 枚目

受理番号 26-107	学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
-------------	--------	-------	--------------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
68	195	7 - 14	条約改正の実現と日清戦争(全体) (199ページ23～24行目も同様)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(6)のウの「「条約改正」については、欧米諸国と対等の外交関係を樹立するための人々の努力に気付かせるようにすること。」)	2-(1)
69	197	1 - 2	大砲(だいほう)	誤記である。 (ルビ)	3-(2)
70	198	19	1905年	不正確である。	3-(1)
71	201	14	北里柴三郎(きたざとしばさぶろう)	不正確である。 (ルビ)	3-(1)
72	203	10 - 11	普通学校に入学することができたのは、1910年代には、男子は15%、女子は4%ほどでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (普通学校の入学率の変化)	3-(3)
73	203	囲み	【増える日本人】 日本人の子どもが通う小学校も、1905年から1916年の間に、18校から330校に増えた。	不正確である。 (小学校の数と年次)	3-(1)
74	215	囲み	工女(じょこう)	誤記である。 (ルビ)	3-(2)
75	217	囲み	【関東大震災—いわれなく殺された人びと】 …数千人の朝鮮人が虐殺された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「数千人」と「人数はさだまっていない」との関係)	3-(3)
76	218	10 - 12	1912年末、藩閥の桂太郎内閣が議会を無視したとして、政治家や新聞記者たちが、憲法に基づく政治を守る運動を起こしました(護憲運動)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (護憲運動が起きた理由)	3-(3)
77	226	9 - 10	1933年には、1300万人にのぼりました	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1300万人にのぼりました」)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 9 枚目

受理番号 26-107	学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
-------------	--------	-------	--------------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
78	230	4 - 5	この年、日本は山東省に軍隊を送り、中国側と激しい銃撃戦をかわしました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （年次）	3-(3)
79	234	1 - 8	1937年8月、……日本軍の大部隊が、上海を守る中国軍を攻撃したのです。……1937年7月、北京郊外の盧溝橋で、日中両軍が衝突しました。これをきっかけに、日本は華北に、さらに上海	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （時系列）	3-(3)
			に大軍を送り込み、……戦争を始めました（日中戦争）。		
80	252 - 253	19 - 1	9月15日、国民は天皇のラジオ放送で、降伏・敗戦を知らされました。	誤りである。 （「9月15日」）	3-(1)
81	253	2 - 3	アメリカ・イギリス-ソ連・中国	誤植である。	3-(2)
82	261	囲み	【日本国憲法と旧植民地の人びと】 2000年に、「見舞金」を支給する法律ができた。	不正確である。 （「見舞金」）	3-(1)
83	265	14 - 15	1951年6月、国連軍と中国・北朝鮮軍の間で休戦会談が始まり、1953年に休戦協定が結ばれました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （休戦会談開始の時期）	3-(3)
84	266	16 - 18	アメリカは、中華人民共和国や朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）を正式な政府として承認していなかったため、講和会議に招きませんでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （講和会議不参加の状況）	3-(3)
85	267	9	日本はインドなどと平和条約を結び、国交を回復しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「回復」）	3-(3)
86	267	図5	第二次世界大戦後のアジアの独立国 ベトナム共和国（1950） インドネシア共和国（1945）	相互に矛盾している。 （267ページ本文16～17行目「1945年9月にベトナムが、……1949年にはインドネシアが独立しました。」）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 10 枚目

受理番号 26-107	学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
-------------	--------	-------	--------------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
87	271	囲み	【憲法を暮らしに生かす】 東京地方裁判所は、1960年、この訴えを認め、「憲法25条が定める最低限度の生活」が保障されていないとする判決を下した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (確定判決であるかのように誤解する。)	3-(3)
88	272 - 289		(8) 豊かさとその代償－高度経済成長－ ～(16) 平和という言葉－人間らしく生きる－ (全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容(6)のイの「高度経済成長、国際社会とのかかわり、冷戦の終結などを通して、我が国の…科学技術が急速に発展して国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解させる。」)	2-(1)
89	274	8 - 9	アジアでは、中国・北朝鮮・北ベトナムなどは参加しませんでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (不参加の理由)	3-(3)
90	275	囲み	【忘れなかったマルタの歌声】 この民主化の動きを鎮圧しようとした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「民主化の動き」の鎮圧にいたる経緯)	3-(3)
91	279	側注	先進首脳会議 (サミット)	脱字である。	3-(2)
92	280	10 - 11	そのうち身元が確認されたのは670人です。	不正確である。 (「670人」)	3-(1)
93	280	表	「日本と東アジアの動き」中の、1951年……中国・朝鮮半島からは参加しなかった」	相互に矛盾している。 (267ページ1～2行目に「日本が戦争で最も大きな被害をあたえた中国、植民地としていた朝鮮半島の国は、講和会議に参加できませんでした。」とある。)	3-(1)
94	281	囲み	【問い直される人権の侵害】 アメリカ・オランダなど各国の議会もこの問題を取り上げ、戦時下の女性への暴力と人権侵害の責任が問い直されるようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「この問題」のみが世界的に問い直されるようになった「戦時下の女性への暴力と人権侵害の責任」であるかのように誤解する。)	3-(3)
			るようになった。		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 11 枚目

受理番号 26-107		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
95	282	17 - 19	東ヨーロッパの社会主義体制が崩壊し、ソ連も1991年には社会主義を維持できなくなって解体し、ロシア連邦などが誕生しました。こうして冷戦は終結しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (冷戦の終結時期)	3-(3)
96	283	2 - 4	ソ連が解体したため、アメリカが唯一の超大国となり、その軍事行動も目立っています。西アジアでは、湾岸戦争(1991年)、アフガニスタン攻撃(2001年)、イラク戦争(2003年)な	生徒にとって理解し難い表現である。 (「湾岸戦争」について説明不足)	3-(3)
			どが起こっています。		
97	283	9 - 11	2003年3月、アメリカ・イギリスなどがイラクに対して軍事攻撃を開始しました。この戦争には、39カ国が参加しましたが、国連決議なしに行われました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (軍事攻撃開始にいたる過程)	3-(3)
98	283	17	人びと強く反発し	脱字である。	3-(2)
99	283	図6	イラク戦争と自衛隊の活動(タイトル)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (タイトルと図との関係)	3-(3)
100	289	6	軍の招集	誤記である。	3-(2)
101	291	年表	1992 PKO法成立 1995 阪神淡路大震災	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足)	3-(3)
102	298	図	律令制による支配のしくみ	生徒が誤解するおそれのある図である。 (太政官と右大臣・太政大臣・左大臣との関係、神祇官の説明)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。